

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月10日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月10日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、同年7月は1万8,000円、同年8月は3万6,000円、同年9月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和45年7月10日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年10月1日まで

申立期間は、B市C町にあったA社B営業所で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間当時の給与明細書があるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社と印字され、申立人の氏名が記載された昭和45年7月から同年9月までの給与明細書において、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、申立人のA社B営業所における勤務期間については、申立人に明確な記憶が無い上、供述を得られた同僚も申立人を覚えておらず、同社にも申立人の勤務期間が確認できる関連資料が無く、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録も無いことから、申立人の同社における勤務期間を特定できる供述及び関連資料を得ることができない。

しかしながら、A社は、「当社は、毎月25日締めで月末払いで給与を支払っており、申立期間当時も同様の取扱いであったと思う。」と供述しているところ、申立人から提出された給与明細書のうち昭和45年8月分の給与明細

書を見ると、その支払額の給与欄、皆勤手当欄及び車両手当欄に、それぞれ「32,000」、「1,000」及び「2,000」と記載されていることが確認でき、同年7月分の給与明細書には、その支払額の給与欄、皆勤手当欄及び車両手当欄に、それぞれ「1 / 2」と記載された上、当該各欄には、それぞれ「16,000」、「500」及び「1,000」と同年8月分の支給額の半分の金額が記載されていることから判断すると、申立人の入社日は、同年6月の給与の締め日である同年6月25日から半月が経過した同年7月10日とすることが妥当である。

また、同じく申立人から提出された昭和45年9月分の給与明細書を見ると、皆勤手当に金額の記載が無い上、支払合計額に不自然な点があるものの、その支払額の給与欄、車両手当欄及び超過勤務手当欄には、それぞれ同年8月分の給与明細書と同じ金額が記載されていることが確認できることから判断すると、申立人の離職日は、同年9月30日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社において、昭和45年7月10日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和45年7月10日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、同年7月は1万8,000円、同年8月は3万6,000円、同年9月は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和45年7月10日から同年10月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及び申立期間前後の同年3月11日から46年8月2日までの期間に同社で被保険者資格を取得している被保険者の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録によると、A社に勤務していた期間の平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が、給与支給明細書に記載された実際の給与額より低い額となっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与支給明細書の総支給額は、平成 4 年 10 月から同年 11 月までの期間及び 5 年 1 月から同年 9 月までの期間は「414,200 円」、4 年 12 月は「535,400 円」と記載されており、給与総支給額に基づく標準報酬月額はそれぞれ 41 万円、53 万円となる。また、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は、2 万 9,725 円、3 万 8,425 円となる。また、4 年 10 月から 5 年 9 月までの毎月の源泉控除された厚生年金保険料は 2 万 7,550 円と記載されていることから、当該控除額に基づく標準報酬月額は 38 万円となる。

したがって、認定すべき標準報酬月額は、当該控除額に基づく標準報酬月額と給与支給明細書の総支給額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の標

準報酬月額となることから、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の関連資料や供述を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和25年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和24年4月17日にA社に入社してから61年9月30日に退職するまで同社に継続して勤務した。申立期間は同社B工場からC工場に異動した時期であるが、当該期間も継続して勤務しており、厚生年金保険も継続して加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された従業員名簿及び同社の担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和25年8月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和25年6月の社会保険事務所（当時）の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間について、夫は納付済みとなっていながら、私の保険料は納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

私は、夫とともに国民年金に加入し、常に二人分の保険料を集金人を通じ納付していた。申立期間の集金人について、後の集金人は、「前の集金人は無責任であり、自分が集金できないなら他の人に頼むとかせず、事務処理を放棄して皆が迷惑した。」と言っており、私と夫の記録についても、毎月集金で払っていたにもかかわらず、帳簿上まとめて納付したように処理されていることから、不信と憤りを感じる。

申立期間以外の未納期間については、この集金人の病気か事故により中断した年金の受入処理により生じたミスであり、この期間も集金により納付しているはずであるが、特に証拠となるようなものが無い。

申立期間について、夫の納付記録は、後に保険料をまとめて納付したように処理されているが、実際には毎月集金で納付しており、私も同様に集金で納付しているので、少なくとも夫に納付記録がある申立期間については、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に払い出されていることが確認でき、特殊台帳及び申立人の所持する領収書によると、45年10月から47年3月までの保険料は、同年11月24日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられ、ほかに別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫は、申立期間について、昭和 54 年 1 月 23 日に第 3 回特例納付により納付していることが特殊台帳及び申立人の所持する領収書から確認できるところ、申立人の夫は、当該納付時点では、60 歳到達時まで保険料を納付しても国民年金の受給資格期間 300 月を満たさないことから、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、第 3 回特例納付により不足する 21 か月分の保険料を納付したものと考えられる。一方、申立人は、60 歳になるまで保険料を納付すれば、国民年金の受給資格期間を満たすことができる上、申立人自身も特例納付をしていないとしていることから、申立期間について申立人の夫と同様に特例納付により納付したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 31 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に対して厚生年金保険加入期間の照会を行ったところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

しかし、申立期間①については、定時制高校に入学した年に、靴の卸問屋であるA社で商品配達等の仕事をしており、申立期間②については、会社名を正確に記憶していないが、Bで販売等の仕事をしていた。

いずれの申立期間においても、社会保険料が給与から控除されていたことを記憶しているので厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によりA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の登記簿謄本によると、同社の会社設立日は、昭和 41 年 2 月 15 日であるものの、オンライン記録から同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、申立期間①後の 42 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 42 年 7 月 1 日に 5 人が同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち供述を得られた二人は、それぞれ、「私は、同社設立時の 41 年 2 月から勤務していたが、厚生年金保険に加入した時期は分からない。」、「私は同社で 2 年程働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録は 42 年 7 月から 43 年 1 月までの 6 か月であり、入社時から厚生年金保険の保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している上、この同僚二人のうち一人が記憶し、申立人が「私

より先に退職した。」と主張している同僚については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっており、登記簿謄本においても昭和54年12月2日に解散していることが確認できる上、登記簿謄本で確認できる同社の代表取締役及び取締役は、既に死亡又は連絡先不明であることから、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについての供述及び関連資料を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「会社名を正確に記憶していないが、C市D町にあったE事業所の南側の『B』で勤務していた。」と主張しているところ、昭和41年当時の同町周辺地図を見ると、申立人の主張どおりE事業所の南側に「B」の記載があることが確認できる上、同周辺地図記載の住所地の「B」は、登記簿謄本の記録からF社であったことが確認できる。

また、F社の登記簿謄本において、氏名の確認できる同社取締役の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間②当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の主張及びF社の取締役の供述から、申立期間②当時、同社の常勤従業員は5人未満であったものと推認できるところ、オンライン記録において同社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できない。

また、前述のF社の取締役は、同社の厚生年金保険の取扱いについて、「私は申立期間②当時、学生であり、私の母が同社の事業主であったが、私が経営を引き継いだ昭和46年以前から同社は社会保険に加入しておらず、私や私の母を含めた従業員全員が国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と供述していることから、当該取締役及び申立期間当時の事業主のオンライン記録を見ると、共に国民年金の被保険者記録のみであり、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、前述のF社の取締役は、「同社は、平成16年10月末日で廃業しており、申立期間当時の関係資料は無いが、私が経営を引き継いだ昭和46年ころには、申立期間②当時の帳簿があり、当該帳簿上、従業員の給与から厚生年金保険料の控除はしていなかった。」と供述している。

加えて、申立期間②当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることができない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 21 日から 48 年 3 月 21 日まで

私は、私の元夫の実家が経営するグループ会社の一つである A 社において、昭和 46 年 1 月 21 日から 48 年 3 月 21 日までの期間、元夫と一緒に勤めていたが、ねんきん特別便では、同社での厚生年金保険の被保険者記録は 2 か月のみであった。

しかし、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録がある元夫から、A 社では、厚生年金保険に入っていたので記録を確認しておくように連絡をもらったので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張、申立人の元夫及び A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人が申立期間を含む昭和 46 年 1 月 21 日から 48 年 3 月 21 日までの期間、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、A 社の離職日は昭和 46 年 3 月 20 日となっており、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録から申立人と同日の昭和 46 年 3 月 21 日に 3 人の同僚が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、そのうちの 1 人の同僚は資格喪失後に、国民年金に任意加入していることが確認できるところ、当該同僚の夫は、「私の妻は、社会保険には詳しかったので、厚生年金保険と国民年金の切替えを適切に行っていたと思う。厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしているということは、私の妻は勤務時間が変わるなど、厚生年金保険が適用されないことについて会社から説明を受け、納得して切替手続きを行ったと思う。」と供述している。

さらに、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者記録を2か月で喪失していることについて、当時の事業主の弟である申立人の元夫は、「申立期間当時、私の実家は色々な事業をやっていた。申立人が同社での被保険者資格を2か月で喪失しているのであれば、他の同社関連事業所において記録があるかも知れない。」と供述していることから、申立人及び申立人の元夫の供述により、申立人の元夫の親族5人と申立人の元夫のオンライン記録において確認できる16事業所について、当該各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同保険被保険者原票を見ると、申立期間及び申立期間前後にのべ1,182人が同保険の被保険者資格を取得しているが、これら被保険者の中に申立人の氏名は無く、当該各事業所すべての同保険被保険者名簿及び同保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において、当該各事業所における申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、A社は、登記簿上、既に閉鎖されており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることはできない上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人が申立てに係る事業所及びその関連事業所において、事業主により厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。